

明石市障害福祉計画(第6期)・明石市障害児福祉計画(第2期)素案について

1. 障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)について

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、明石市における令和3年度から令和5年度までのサービス提供体制の計画的な整備を図るため、障害福祉サービスにかかる給付の見込量や目標値を設定します。

2. 基本理念について

「SDGs 未来安心都市」である明石市が、さらに「やさしいまちづくり」を進めるため、前計画の基本理念(①～⑤)に新たな基本理念(⑥)を追加して施策の充実を図ります。

- ① 「障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援」
障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合うために
 - ② 「障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施」
難病患者や発達障害及び高次脳機能障害のある人も対象に
 - ③ 「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供」
障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みを構築するために
 - ④ 「障害のある児童の健やかな育成のための発達支援」
すべての児童がともに成長できるように
 - ⑤ 「地域共生社会の実現に向けた取組」
地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り高め合うために
 - ⑥ 「障害のある人のさらなる社会参加を支える取組」
障害のある人の文化芸術スポーツ活動の支援や読書環境を整備するために
- 【計画素案「第5章 第6期障害福祉計画 1. 計画の基本理念 (1)6つの基本理念 (P.42～43)」に記載】

3. 計画により充実を図る障害福祉サービス等について

上記記載の6つの理念に基づき、特に次の障害福祉サービス等について、充実を図ります。

【計画素案「第5章 第6期障害福祉計画 1. 計画の基本理念 (2)本計画により充実を図る障害福祉サービス等 (P.43)」に記載】

- 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるようグループホームやショートステイの整備を促進します。

【関連記載項目：計画素案、P.52、P.56～57】

- 障害のある人が、その希望や能力に応じた就労ができるよう、就労支援を充実させ一般就労への移行を目指します。

【関連記載項目：計画素案、P.49～51、P.56】

- 医療的ケアを必要とする障害児を支援するため「医療的ケア児支援連絡会」によ

り関係機関の連携をはかるなど取り組みを進めます。

【関連記載項目：計画素案、P. 73】

○障害のある人が作品を発表する機会を増やし、創作活動を支援します。

【関連記載項目：計画素案、P. 62、P. 68】